

魚津市告示第30号

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱の一部改正について
魚津市障害者等移動支援事業実施要綱（平成18年魚津市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

魚津市長 村椿 晃

第3条第1項ただし書きを次のように改める。

ただし、個別支援型事業においてのみ、魚津市以外の市区町村が障害福祉サービス等による援護を行っている障害者等は、この限りではない。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、魚津市以外に居住地を有する障害者等であつて、外出時の移動に支障があるものの内、魚津市が障害福祉サービス等による援護を行っており、居住地を有する市区町村が当該事業の利用を認めない者は、個別支援型事業を利用することができる。

第5条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 前号に定める事業の利用期間における一月当たりの事業の利用量の上限は次の表のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、事業の利用期間における一月当たりの事業の利用量を最大時間まで拡大できるものとする。

支援の種類	区分	上限量
車両移送型事業	市民税課税世帯	往復3回
	市民税非課税世帯	往復4回
個別支援型事業	障害児・障害支援区分なし	基本10時間
		最大15時間
	障害支援区分1・2	基本15時間
		最大20時間

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年3月1日から適用する。